

求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に関する基本方針

社会福祉法人大垣市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、採用活動等において、求職者等の人格と尊厳を尊重し、公正かつ安心して求職活動等を行うことができる環境を確保することが重要であると考えています。

本会は、令和8年10月1日から施行される改正男女雇用機会均等法及び関係指針を踏まえ、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントの防止を図るため、次のとおり基本方針を定めます。

1 求職者等とは

- （１）求職者（本会の求人に応募する者）
- （２）本会が実施する採用に資する活動に参加する者（就職説明会、職場訪問、採用に関連するインターンシップ等）
- （３）本会では、法令上の対象範囲にかかわらず、相談援助実習を受ける者についても、本方針に準じて同様に扱います。

2 求職活動等とは

- （１）採用面接への参加
- （２）就職説明会への参加
- （３）本会が雇用する職員への訪問（職場訪問）
- （４）相談援助実習の受講

なお、SNS等のオンラインを介したものやオンライン上で行われるものも含まれます。また、本会の職員が通常就業している場所で行われるものに限りません。

3 セクシュアルハラスメントの禁止

本会は、求職活動等のすべての場面において、本会の職員による性的な言動により求職者等の求職活動等が阻害される行為を許しません。相手の性的指向、ジェンダーアイデンティティ等にかかわらず、性的な言動はセクシュアルハラスメントに該当し得ます。

4 対象となる行為

- （１）性的な内容を含む質問や発言
- （２）容姿、身体、交際関係等に関する不必要な質問
- （３）食事、飲酒、交際その他私的な関係を執拗に求める行為
- （４）不必要な身体接触
- （５）性的な言動に対する拒否や抗議を理由とした不利益な取扱い
- （６）その他求職者等の人格や尊厳を侵害するおそれのある言動

5 採用活動等に関する職員の責務及び行為者への対処

採用活動及び実習指導に関与する職員は、求職者等の人格と尊厳を尊重し、ハラスメントの防止に十分配慮するとともに、公正かつ適切に対応します。

本方針に反する行為が確認された場合は、就業規則その他の関係規程に基づき、行為者に対し厳正かつ適切に対処します。

6 求職活動等に関するルール

- (1) 面談、職場訪問等は、業務上必要な範囲で、あらかじめ指定又は合意した時間・場所で実施します。
- (2) 求職者等との連絡は、原則として本会が指定する電話、電子メールその他の業務上の連絡手段を使用し、私的なSNSアカウント等による連絡は行いません。
- (3) 採用活動等に必要なない私的な食事、飲酒、デート等への誘いは行いません。
- (4) 面談等は、その目的及び相手方の状況に応じ、必要に応じて複数の職員で対応するなど、適切な実施体制をとります。
- (5) 求職者等から取得した個人情報、採用活動等の目的の範囲内で適切に取り扱います。

7 相談への対応

本会は、求職者等からセクシュアルハラスメントに関する相談があった場合には、相談者の心情に十分配慮し、事実関係を迅速かつ正確に確認します。

事実が確認された場合は、相談者・被害者に対する必要な配慮を行うとともに行為者に対する適正な措置を行い、再発防止に取り組みます。相談内容に応じ、可能な限り同性の職員が対応するなど柔軟かつ適切に対応します。

8 プライバシーの保護

相談者、行為者及び事実関係の確認に協力した者のプライバシー（性的指向・ジェンダーアイデンティティ等の機微な個人情報を含む。）を保護し、相談対応及び事実確認に必要な範囲を超えて情報を取扱わないよう徹底します。

9 不利益取扱いの禁止

求職者等が相談したことを理由として選考その他の求職活動等において不利益な取扱いを行いません。また、職員が相談対応や事実関係の確認等に協力したことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いを行いません。

10 再発防止

本会は、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントの未然防止及び再発防止のため、採用活動等に関与する職員への方針・ルールの周知、必要な研修及び事案発生後の対応手順の見直し等を実施します。

11 基本姿勢

本会は、すべての求職者が安心して応募できる公正な採用環境の確保に取り組んでまいります。

12 相談窓口

【 担当窓口 】	経営企画課 総務係
【 連絡先 】	0 5 8 4 - 7 5 - 3 1 0 1
【 E-mail 】	info@ogakishakyo.or.jp

令和 8 年 1 0 月 1 日
社会福祉法人大垣市社会福祉協議会